

府食第 713 号
令和 5 年 11 月 16 日

農林水産大臣
宮下 一郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和 5 年 11 月 8 日付け 5 消安第 4547 号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた、動物用ワクチンの添加剤として使用する植物性ペプトン及び鶏卵の卵黄成分については、下記に示す理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

植物性ペプトン（ただし、食用の豆類由来タンパク質源を酵素で加水分解したものに限る。）及び鶏卵の卵黄成分は、動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方（平成 26 年 10 月 14 日食品安全委員会決定）の 1.（1）の「食品」に該当することから、これらの成分が動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、食品として摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。